

平成十九年六月二十二日受領
答弁第三七九号

内閣衆質一六六第三七九号

平成十九年六月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員田嶋要君提出いわゆる「消えた年金」問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員田嶋要君提出いわゆる「消えた年金」問題に関する質問に対する答弁書

1及び2について

御指摘の答弁は、「年金記録への新対応策パッケージ」（本年五月二十五日社会保険庁取りまとめ）及び「年金記録問題への新対応策の進め方」（本年六月四日厚生労働省及び社会保険庁取りまとめ）の実施の一環として、基礎年金番号が付されていない又は基礎年金番号に統合されていない社会保険庁において管理している年金手帳記号番号に係る記録を基礎年金番号に統合するに当たり、これらの年金手帳記号番号に係る記録及び国民年金又は厚生年金保険の受給権者又は被保険者に係る記録について、平成二十年五月までに名寄せを実施することを述べたものであるが、現在、その実施に当たつての具体的な手法等について検討しているところであり、お尋ねについて、現時点で、お答えすることは困難である。

3及び4について

1及び2について述べた名寄せについては、緊急に実施していく必要があるため、これに要する経費は、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）に基づき、平成十九年度において支出することとするとともに、当該実施に当たつて新たな追加的経費が生ずる場合には、国民の間に年金給付額に影響

が生じるのではないかという懸念等があることも踏まえ、新たに年金保険料の負担を求めるのではなく、財政に係る合理化のための努力を行った上で、国庫負担により対応することとしている。